

安 監 第 3 6 号

令和7年6月4日

安来市監査委員 伊 藤 精 一

安来市監査委員 澤 田 秀 夫

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置等の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて講じた措置等について
通知があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

令和6年度定期監査に対する改善措置の状況

年度	監査種別	監査意見	措置等の状況	担当課	備考
6	定期監査	高齢化や人口減少が著しい中山間地域等の小規模農業従事者に対して、継続した具体的な支援を検討されたい。		農林振興課	講じた措置等はありません。
6	定期監査	農地整備事業の新規採択に向けて、要望地区に対して積極的な支援を行われたい。	今後も引き続き事業制度の説明や要望活動を行うこととしています。	農林整備課	
6	定期監査	安来市の土地利用について、線引き制度存廃に関する方向性を早期に決定するよう努められたい。	線引き制度を存続する方針とし、令和7年6月議会の全員協議会に提出しました。	都市政策課	
6	定期監査	街灯、カーブミラーや防護柵等の交通安全施設の点検は、想定外の事故を踏まえたうえで計画的に実施し、市民が安全に生活できるよう努められたい。	道路照明灯及び防護柵に係る個別施設計画に基づき、各施設の点検結果を踏まえた施設の改修・維持管理を行っていきます。 また、事故を未然に防ぐため各施設の状況に応じた点検方法の検討にあわせ、点検結果により施設計画の見直しも随時行い適切な維持管理に努めていきます。	土木建設課	
6	定期監査	地籍調査事業について、引き続き計画的な事業の実施を図られたい。	今後も引き続き実施計画に基づき事業を進めていくこととしています。	用地開発課	
6	定期監査	昨年配布された「住まいの引き継ぎノート」の活用により、空き家になる前に安心して引き継ぐための助言指導を行われたい。	来庁された空き家に関する相談者に対して、引き継ぎノートを活用しながら、空き家の管理方法や登記に関する書類の入手方法、利活用や空き家解体に関しての相談先等の助言を実施し、現所有者から次世代へ住まいに関する情報を記載していただくように助言しています。 又、市報内で特集を組みあわせてどじょっこテレビの放映や令和7年度の固定資産税通知書へ同封する形で空き家対策チラシなどに「住まいの引き継ぎノート」の情報を掲載し周知を図りました。今後、空き家に関するセミナー等で活用し空き家となる前に助言を行います。	建築住宅課	

令和6年度定期監査に対する改善措置の状況

年度	監査種別	監査意見	措置等の状況	担当課	備考
6	定期監査	小中学校適正配置の校舎新設・選定については、地域の声をよく聞き双方が理解した上で場所を判断されたい。 また、夏休みの放課後児童クラブ臨時開設事業については、令和6年度の実績を検証し、次年度の受入体制を考慮した上で継続するかどうか判断されたい。	小中学校適正配置については、地域の合意形成を得るために再編対象の校区毎に再編地域協議会を立ち上げ、協議を進めています。 また、夏休みの放課後児童クラブ臨時開設事業については、放課後児童クラブの新規開設により受入体制が拡充されたため、令和7年度は実施しません。	教育総務課	
6	定期監査	給食への異物混入について、今のところ重大な事案は発生していないが、軽微な事案も含めて引き続き対策を行い、安心安全な給食を提供されたい。	学校給食における異物混入の未然防止を図るため、安来市給食センター危機管理マニュアルに基づき異物混入対策を徹底します。	給食教育課	
6	定期監査	年々増加している不登校児童・生徒に対して、教育委員会で専門の人員を増員し、家庭訪問等を含めたきめ細やかな対応を積極的に行われたい。	昨年度まで、県の委託事業の扱いが無くなった「子どもと親の相談員配置事業」を市単事業として継続し、支援員が継続的に安定して子どもや親の支援が実施できるよう整備しました。 ・県委託事業のスクールソーシャルワーカー活用事業に係る配置時間数の増に伴い、特に不登校に係る重点配置校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭訪問等の対応を行っています。	学校教育課	
6	定期監査	和鋼博物館の施設管理について、快適に施設を利用していたくため、計画的に施設改修を行うよう努められたい。	施設の長寿命化計画に従い、予防保全の観点から中長期的な事業計画のもとに改修を進めています。ご指摘のとおり、快適に施設を利用していただけるよう、引き続き計画的に進めていきます。	文化課	